

新設分割に係る事前備置書類

(会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に定める書類)

2023年7月12日

アセンテック株式会社

2023年7月12日

## 新設分割株式会社の事前開示事項

東京都千代田区神田練塀町3番地  
アセンテック株式会社  
代表取締役社長 松浦 崇

アセンテック株式会社（以下「当社」といいます。）は、2023年7月12日開催の取締役会において、同日付の新設分割計画書に基づき、2023年8月1日（以下「本効力発生日」といいます。）をもって、新たに設立する株式会社ブレイクアウト（以下「新設会社」といいます。）に、当社の営む「Resalio Lynx」及び「ブレイクアウト」関連事業（分割会社のセグメントにてITインフラ事業に含まれる事業）（以下「本件事業」といいます。）に関して有する資産、債務、契約その他の権利義務を承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を決議いたしました。

本会社分割に関する会社法第803条第1項および会社法施行規則第205条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

### 1. 新設分割計画の内容

別紙のとおりです。

### 2. 新設分割の対価に関する定め相当性に関する事項

#### （1）交付する株式数の相当性に関する事項

新設会社は、本件分割に際して普通株式 2,600 株を発行し、その全てを当社に割り当てます。新設会社が発行する株式数については、当社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新設会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記の株式数が相当であると判断いたしました。

#### （2）資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、分割計画書第3条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

### 3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

該当すべき事項はありません。

#### 4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

##### (1) 当社の債務の履行の見込みに関して

- ①当社の 2023 年 4 月 30 日現在の貸借対照表における資産の額は、本件分割が効力を生じる日以降においても資産の額が負債の額を大幅に上回ることが見込まれます。したがって、本件分割が効力を生じる日以降における当社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。
- ②本件分割後は、新設会社に承継される債務の全てについて、当社が重畳的債務引受けをするものとしたします。
- ③本件分割後における当社の収益状況について、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。
- ④以上を踏まえ、本件分割によっても、当社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

##### (2) 新設会社の債務の履行の見込みに関して

- ①本件分割によって当社から新設会社へ承継される予定の資産の額は、負債の額を十分に上回るため、新設会社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。
- ②本件分割後における新設会社の収益状況について、新設会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。
- ③以上を踏まえ、本件分割によっても、新設会社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

以上

別紙（新設分割計画書）

## 新 設 分 割 計 画 書

アセンテック株式会社（以下「甲」という。）は、甲の「Resalio Lynx」及び「ブレイクアウト」関連事業に関して有する権利義務の全部を、新設する株式会社ブレイクアウト（以下「乙」という。）に承継させることに関し、以下のとおり計画する。

（乙の定款の規定）

第1条 乙の商号、目的、本店所在地、発行可能株式総数、その他定款で定める事項は、別紙「株式会社ブレイクアウト 定款」に記載のとおりとする。

（分割に際して交付する株式の種類及び数並びにその割当に関する事項）

第2条 乙は、本件分割により承継する権利義務の全部に代わる対価として、本件分割に際して普通株式2,600株を発行し、これを甲に交付する。

（設立時資本金及び準備金の額等）

第3条 乙の資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。

1. 資 本 金 の 額 金10,000,000円
2. 資本準備金の額 金60,000,000円
3. 資本剰余金の額 金60,000,000円

（承継する権利義務）

第4条 乙は、本件分割により、別紙承継権利義務目録記載の甲の営む「Resalio Lynx」及び「ブレイクアウト」関連事業に関する資産、その他の権利義務の全部を甲より承継し、甲から乙へ承継される義務については、甲が重畳的債務引受をするものとする。

（設立時役員）

第5条 乙の設立時取締役は次のとおりとする。

設立時取締役 佐藤 直浩

（乙の本店所在地）

第6条 乙の本店所在場所は、次のとおりとする。

東京都千代田区神田練塀町3番地

(分割の期日)

第7条 本件分割は、令和5年8月1日までに必要な手続を終了させ、新設分割による変更の登記及び設立の登記をする。ただし、手続の進行上必要のある場合は、甲の取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

(競業避止義務)

第8条 甲は、本分割の効力発生後においても、会社法第21条第1項に定める競業避止義務を負わないものとする。

(分割条件の変更等)

第9条 分割期日までに、天変地異その他の事由により、甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲の取締役会により、分割条件を変更し、又は本計画を中止することができる。

(本計画以外の事項)

第10条 本計画に定めるもののほか、新設分割に際し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、甲の取締役会がこれを定める。

上記計画を証するため、本書を作成する。

令和5年7月12日

東京都千代田区神田練塀町3番地  
アセンテック株式会社  
代表取締役社長 松浦崇

別紙1（乙の定款）

# 定 款

株式会社ブレイクアウト

令和5年7月12日 作成

# 株式会社ブレイクアウト 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ブレイクアウトと称し、英文では Breakout corporation と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューター・ハードウェア及びソフトウェアの開発、仕入、販売、リース及び賃貸
2. 情報処理サービス及び情報提供サービス
3. 情報ネットワークシステムの企画、立案、設計及びコンサルティング
4. コンピューター・ハードウェア及びソフトウェア操作に関する指導及び指導者の養成、運用、保守サービスの提供並びに各種解説書の作成と出版
5. 労働者派遣事業
6. 有料職業紹介業
7. 企業経営に関するセミナー等による教育研修事業及びそれらの教材の作成、販売及びこれに関するノウハウの販売
8. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
9. 古物の売買
10. オフィス器具・電気製品の仕入、販売、リース及び賃貸
11. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行ふ。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、26,000株とする。

(株券の発行)

第6条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を要する。

2 前項の承認は、代表取締役が行う。

(基準日)

第8条 当社は、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。

3 第1項ただし書及び前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第9条 当社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届けなければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

### 第3章 株主総会

(招集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(議長)

第11条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。



(決議の方法)

- 第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。
- 2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

#### 第4章 取締役、代表取締役

(取締役の員数)

- 第15条 当会社の取締役は5名以内とする。

(取締役の選任の方法)

- 第16条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第17条 取締役の任期は選任後1年以内にそれぞれ終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員により選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第18条 当社は、取締役の互選により、代表取締役を選定する。

2 当社は、会社を代表する社長1名と、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役の互選により、取締役の中から選定する。

(業務執行)

第19条 社長は、当社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

2 社長に事故があるときは、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬等)

第20条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第21条 当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの年一期とする。

(剰余金の配当)

第22条 当社は、株主総会の決議によって毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当をする。

## 第6章 付 則

(最初の事業年度)

第23条 当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から、令和6年1月31日までとする。

(設立時取締役)

第24条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 佐藤 直浩

(設立時代表取締役)

第25条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 佐藤 直浩

(本店所在場所)

第26条 当会社の本店所在場所は、「東京都千代田区神田練塀町3番地」とする。

(法令の準拠)

第27条 この定款に規定にない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

別紙 2 (承継権利義務明細表)

承継権利義務明細書

新設会社が分割会社から承継する本件事業に属する資産、債務、雇用契約、契約上の地位その他の権利義務は、次のとおりとする。ただし、新設会社が分割会社から承継する権利義務のうち資産及び負債については、分割会社の令和 5 年 4 月 30 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1 承継対象資産及び債務

(1) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金。

(2) 固定資産

本件事業に属する販売目的ソフトウェアをはじめとする固定資産、特許、著作権、商標権などの知的財産。但し、事務所設備や備品等の管理用資産を除くものとする。

(3) 流動負債

該当事項なし。

(4) 固定負債

該当事項なし。

2 承継する雇用契約

該当事項なし。

3 承継するその他の権利義務等

該当事項なし。

4 許認可等

該当事項なし。

以上